



2025年12月12日

各 位

会 社 名 正栄食品工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 本多秀光
(コード番号 8079 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務取締役経営企画部長 加納一徳
(TEL 03-3253-1529)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年1月29日開催予定の第78期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会において、より迅速な意思決定や実効性のある議論などを行っていく必要があることから、取締役の員数を20名以内から12名以内に減少させるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条(任期)につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第48条(剰余金の配当等の決定機関)及び第49条(剰余金の配当の基準日)を新設し、内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)、第49条(剰余金の配当)及び第50条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 <u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p>第2章 株式 (削除)</p>
<p>第7条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>第21条 (条文省略) (任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (条文省略)</p>	<p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第20条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (現行どおり)</p>
<p>第23条～第48条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 (新設)</p>	<p>第22条～第47条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第48条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>

現行定款	変更案
(剩余金の配当) 第49条 剰余金の配当は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	(剩余金の配当の基準日) 第49条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準を定めて剩余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第50条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(削除)
第51条 (条文省略)	第50条 (現行どおり)

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 2026年1月29日(木)
 (2) 定款一部変更の効力発生予定日 2026年1月29日(木)

以上